

「徳島県介護支援専門員協会」業務委員会
「平成30年度 圏域別研修 西部地区 報告書」

日時：平成30年11月18日(日) 10:00～12:00

場所：穴吹農村環境改善センター 多目的ホール

参加者：36名

内容：「居宅介護支援事業所における法令遵守

～運営基準を再確認～」

講師：中 健太郎氏

(介護支援専門員協会 理事)

当日は日曜日にも関わらず、36名のケアマネジャーの参加がありました。平成30年度の介護保険の改正で、居宅介護支援事業所の指定、指導権限が県から市町村へと移管されたこともあり、改めて法令遵守と運営基準について、介護支援専門員協会の立場から中健太郎理事より、人員・運営の基準と介護報酬について、基準省令と解釈通知の資料を用いて分かりやすく説明してくださいました。

まず、人員・運営基準では常勤と専従の違いや事業所の管理者がすべき役割について、分かりやすく説明してくださいました。また、利用者の生活状況に関する情報を主治医等への報告する義務や、医療系サービスの利用を希望・必要な場合は、利用者の同意を得て主治医の医師等の意見を求めなければいけないことを再確認しました。

次に、介護報酬の話では、運営基準減算に該当する内容や減算の期間についてのお話がありました。また、「通院等乗降介助」を算定する場合、適切なアセスメントを行うこと、総合的な援助の一環としてあらかじめ通院等乗降介助が必要な根拠を居宅サービス計画に位置づけておく必要があることをお話してくださいました。

講義の中で、介護報酬の解釈が書かれてある赤本・青本を理解する大切さや、読み解くコツを教えていただきました。日々の業務で多忙を極める私たち介護支援専門員ですが、中理事の講義に参加し、初心に返り法令遵守とはどういうことか、運営基準について自分の事業所を見直す良い機会を与えていただいたと感じました。

業務委員：黒田 玲子

